

〇〇部〇〇課  
業務継続マニュアル  
【地震編】  
(ひな形)  
—第2版—

令和〇年〇月  
〇〇部〇〇課

【改定履歴】

	策定・改定日	改定項目	改定内容と理由
策定	平成 24 年 3 月	—	—
改定	令和 2 年 3 月	章立ての整理	理解しやすくするため、章の構成を変更した。
		第 1 章「想定する地震と被害想定」	地域防災計画の被害想定に合わせて更新した。
		第 2 章「第 3 目標着手時期の設定」	非常時優先業務の目標着手時期の考え方を明記した。
		様式の整理	マニュアルの様式を更新した。
改定	令和 5 年 1 月	第 1 章「想定する地震と被害想定」	令和 4 年 6 月に東京都が公表した被害想定に合わせて更新した。

## 業務継続マニュアル【地震編】の利用にあたって

このマニュアルは、品川区業務継続計画【地震編】に基づき、地震による影響によって区役所または課の機能が低下する場合であっても、各課等が実施すべき災害対策業務を確実に実施するとともに、区民サービスを可能な限り継続するため、各課が優先度の高い通常業務を継続するとともに、その他の業務を早期に復旧することを目的として、資源の確保状況や業務への対応能力、業務に必要な職員の過不足について、その課題と対策を、一定の想定シナリオに沿って検討したものである。

業務を早期に復旧・継続するためには、各課等における業務の内容や業務の特殊性から必要となる資格を有する職員の動員など、各課等単位で検討しておくことが重要である。

今後、必要資源の確保に努めた結果や訓練・教育等によって得られた情報や知見等については、適切に本マニュアルへ反映させて、本マニュアルをレベルアップさせていく必要がある。また、課特有の状況を反映した手引きや手順書等を備え、これらを運用し、地震後に業務を再開させることが重要である。

## 〇〇部〇〇課 業務継続マニュアル【地震編】 目次

序章	マニュアルの概要	1
第1	位置づけ	1
第2	マニュアルの発動および解除	1
1	発動	1
2	解除	1
第1章	想定する地震と被害の想定	2
第1	想定する地震（都心南部直下地震）	2
第2	建物および人的被害の想定	3
第3	ライフラインの時間経過による被害様相	3
第4	都市基盤施設の時間経過による被害様相	4
第5	区役所機能に及ぼす被害の想定	4
第6	職員の参集人員リストの作成	6
1	時間区分	6
2	参集予測の方法（簡便法）	6
3	本課における参集人員リスト	7
4	本課における参集予測結果	7
第2章	業務継続の基本方針	8
第1	各課共通の方針	8
第2	権限の代行	8
第3章	非常時優先業務の整理	9
第1	非常時優先業務の種類	9
第2	非常時優先業務の選定	10
1	非常時優先業務（災害対策業務）	10
2	非常時優先業務（通常業務）	10
第3	目標着手時期の設定	10
第4	非常時優先業務の内容	11
1	災害対策業務	11
2	通常業務	12
第5	非常時優先業務の前提となる業務	13
第4章	非常時優先業務を実施するための課題と対策	16

第1	人員体制	16
第2	庁舎（出先機関を含む）	16
第3	移動・運搬	16
第4	庁舎・通信設備	16
第5	情報システム	16
第6	電力	17
第7	上水道	17
第8	下水道（トイレ）	17
第9	備蓄（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）	17
第10	外部事業者	17
第11	教育・訓練	17
第5章	計画の運用	18
第1	運用体制	18
第2	組織への定着	18
第3	見直し・改定	18

## 〇〇部〇〇課 業務継続マニュアル図表一覧

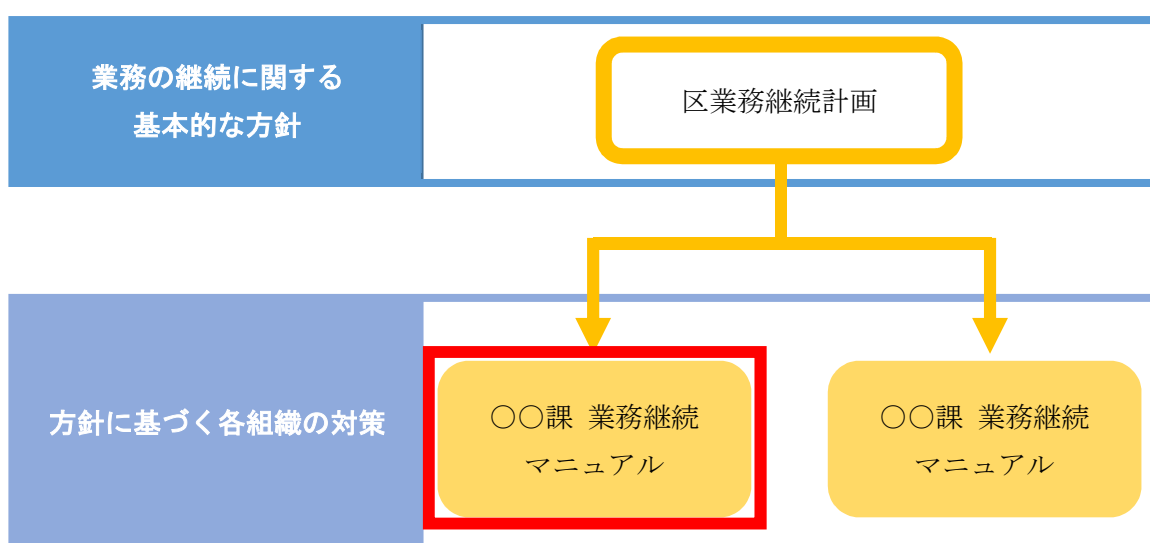
【図表 1】 区業務継続計画と業務継続マニュアルの関係.....	1
【図表 2】 地震の概要.....	2
【図表 3】 震度分布 .....	2
【図表 4】 品川区の建物および人的被害の想定結果.....	3
【図表 5】 品川区のライフラインの時間経過による被害様相.....	3
【図表 6】 道路、鉄道の時間経過による被害様相.....	4
【図表 7】 区役所機能に及ぼす被害の想定.....	5
【図表 8】 権限の代行順位.....	8
【図表 9】 非常時優先業務の概念.....	9
【図表 10】 非常時優先業務の目標着手時期の考え方 .....	10
【図表 11】 発災時に実施する業務 .....	13
【図表 12】 計画の運用（例） .....	19

## 序章 マニュアルの概要

### 第1 位置づけ

各課の業務継続マニュアル【地震編】（以下、「業務継続マニュアル」という。）は、品川区業務継続計画【地震編】（以下、「区業務継続計画」という。）に基づき、各課の人員配置などの業務執行体制や業務特性を踏まえて策定するもので、地震による影響によって行政機能が低下した場合であっても課の業務を実施・継続し、早期に復旧させることを目的としたものである（【図表1】）。

【図表1】 区業務継続計画と業務継続マニュアルの関係



### 第2 マニュアルの発動および解除

#### 1 発動

大規模な地震の発生により、品川区災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）が設置され、かつ、区内および区役所機能に甚大な被害が生じた場合、区は、災害対策本部長の命により区業務継続計画を発動する。

#### 2 解除

区業務継続計画は、災害対策本部長による区業務継続計画の解除宣言をもって解除する。

## 第1章 想定する地震と被害の想定

### 第1 想定する地震（都心南部直下地震）

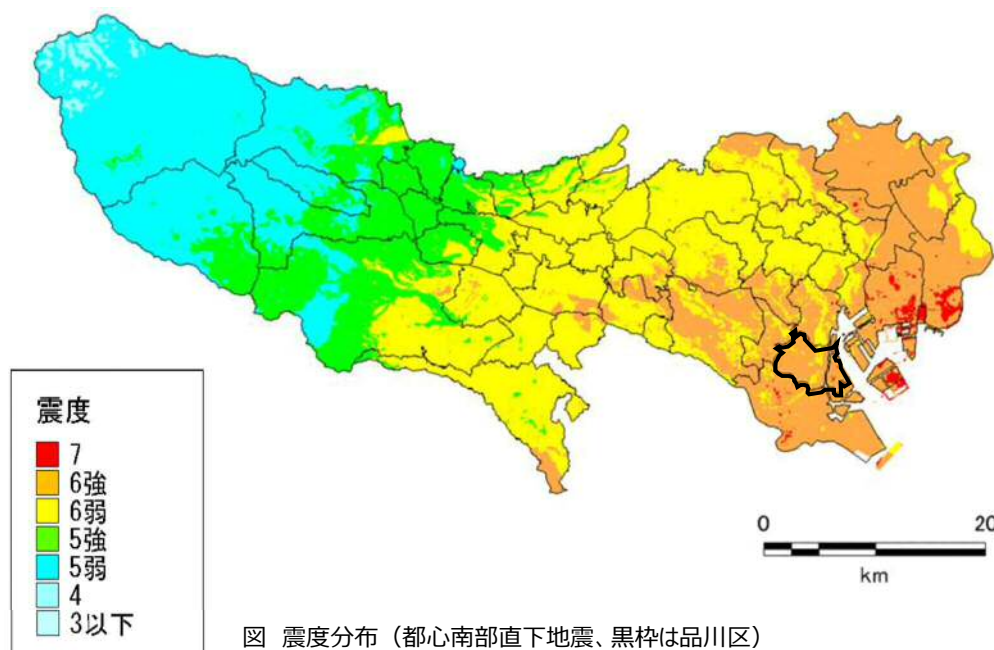
区業務継続計画で想定する地震は、令和4年6月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等における東京の被害想定」のうち、品川区で最も被害が大きいとされる「都心南部直下地震」とし、被害想定も同報告書によるものとする。

同地震の概要を【図表2】に、震度分布を【図表3】に、それぞれ示す。

【図表2】地震の概要

項目	内容
発生時期	冬・早朝5時、冬・昼12時、冬・夕方18時（いずれも風速8m/秒）
震源地	都心南部
規模	マグニチュード7.3
品川区内の震度	震度7（区内面積に占める0.6%の地域） 震度6強（区内面積に占める91%の地域）

【図表3】震度分布



（「首都直下地震等における東京の被害想定（令和4年6月公表）」より）



## 第2 建物および人的被害の想定

品川区の建物および人的被害の想定結果を下表に示す。

【図表4】品川区の建物および人的被害の想定結果

発 生 時 期		冬・早朝5時	冬・昼12時	冬・夕方18時	
風 速		8m/s	8m/s	8m/s	
人 的 被 害	死 者	208 人	136 人	288 人	
	内 訳	ゆれ、液状化建物被害	176 人	78 人	101 人
		火 災	21 人	42 人	160 人
		そ の 他	11 人	16 人	27 人
	負 傷 者 (うち重傷者)	3,216 人 (382 人)	3,807 人 (449 人)	4,492 人 (736 人)	
物 的 被 害	建 物 被 害 (全壊) ※	3,968 棟	4,352 棟	9,178 棟	
	内 訳	ゆれ、液状化、急傾斜 地崩壊による全壊	2,892 棟	2,892 棟	2,892 棟
		火災延焼による焼失	1,076 棟	1,460 棟	6,286 棟
そ の 他	都 内 滞 留 者	—	593,426 人	593,426 人	
	帰 宅 困 難 者	—	233,316 人	233,316 人	
	避 難 者	99,607 人	101,943 人	131,126 人	
	避 難 所 避 難 者	66,405 人	67,962 人	87,418 人	

※都内滞留者は、東京都市圏パーソントリップ調査に基づき算出。

※帰宅困難者は、東京都市圏外からの流入者や 都内滞留者の自宅までの距離に応じた帰宅困難率を用いて算出。

※避難所避難者は、各発生時期の時間経過における最大数値を記載。

## 第3 ライフラインの時間経過による被害様相

「首都直下地震等における東京の被害想定」の「都心南部直下地震」に基づく、ライフラインの時間経過による被害様相※を下表に示す。

【図表5】品川区のライフラインの時間経過による被害様相

区 分	電気	水道	都市ガス
発災直後 ～1日後	広範囲で停電が発生 (21.3%) 広い地域で計画停電 が実施される可能性	断水が発生 (30.2%)	一般家庭で使用される 低圧ガスは、安全措置 が 作動し、広域的に供給が 停止 (60.6%)
3日後～	徐々に停電が減少 発電所の停止など、電 力供給量が不足し、電 力需要が抑制されな い場合などは、計画停 電が継続する可能性	断水の復旧は限定的	低圧ガス管路の安全点検 や復旧作業が終了せず、 一部の利用者への 供給停止が継続
1週間後 ～		断水・濁水は段階的に 解消されるが、浄水施 設等の被災による断水 は継続	

1 か月後 ～	建物倒壊や焼失など復旧困難エリアを除き、安全点検の終了や管路の復旧により、多くの地域で供給が再開	断水は概ね解消するが、浄水施設等が被災した場合、断水が長期化する可能性	安全点検の終了や管路の復旧により、建物倒壊や焼失など復旧困難エリアを除き多くの地域で供給が再開
区 分	通信	下水道	
発災直後 ～ 1 日後	不通率 11.0% 音声通信やパケット通信の利用に支障 輻輳により音声通話はつながりにくくなる	下水道管きよ被害 (6.4%) 下水利用が制限 排水管等の修理が終了するまで、集合住宅では、水道供給が再開してもトイレ利用が不可	
3 日後～	メール、SNS等の大幅な遅配等が発生 携帯基地局電源の枯渇により不通エリア拡大の可能性 音声通信もパケット通信も利用困難が継続	一部地域で下水利用が困難な状況が継続 排水管等の修理が終了するまで、集合住宅では、水道供給が再開してもトイレ利用が不可	
1 週間後～	順次、通信が回復 通信設備の被害状況によっては、電話やインターネット等通信が長期間に渡り不通となる可能性	多くの地域で利用制限解消 排水管等の修理が終了するまで、集合住宅では、水道供給が再開してもトイレ利用が不可	
1 か月後～			

※発災直後の被害は品川区の数値を記載し、発災以降の被害様相は「首都直下地震等における東京の被害想定」の定性評価を記載している。

#### 第4 都市基盤施設の時間経過による被害様相

「首都直下地震等における東京の被害想定」の「都心南部直下地震」に基づく、道路、鉄道の時間経過による被害様相※を下表に示す。

【図表6】道路、鉄道の時間経過による被害様相 (冬・夕方 18 時風速 8m/秒)

区 分	道路	鉄道
発災直後 ～ 1 日後	高速道路及び主要一般道において、交通規制が実施され、一般車両の通行が規制 環状七号線の内側方向への流入禁止等の交通規制が実施 ガソリンスタンドは当面給油不能か長蛇の列	点検や被災等で、都内のJR在来線、私鉄、地下鉄が運行停止 新幹線も運行停止し、都外からの来街者の多くが帰宅困難 道路寸断や、交通規制、渋滞等により、バス等の代替交通による移動も困難
3 日後～	高速道路や主要道路で交通規制が継続 通行可能な道路において、鉄道等の運休継続で車両利用が増え、慢性的な渋滞が継続	

1週間後～	高速道路や直轄国道等の主要路線は段階的に交通規制解除 その他道路では段階的に閉塞や交通規制が継続する可能性	復旧完了区間から順次運行が再開する が多くの区間で運行停止が継続 橋脚などの大規模被害や線路閉塞、車両脱線等が発生した場合復旧まで1か月以上の期間が必要となる可能性
1ヶ月後	土砂災害等により道路が寸断された場合復旧までは数か月以上を要する可能性 羽田空港等は、徐々に一般利用客の輸送を再開	

※発災直後の被害は品川区の数値を記載し、発災以降の被害様相は「首都直下地震等における東京の被害想定」の定性評価を記載している。

## 第5 区役所機能に及ぼす被害の想定

区役所機能に及ぼす被害の想定を下表に示す。

【図表7】区役所機能に及ぼす被害の想定

項目		被害想定等	
区役所施設等の被害想定	建物被害	区有建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化率（平成29年度）は、防災上重要な施設が98.7%（残り2施設）、その他の施設が100%である。</li> <li>品川区耐震改修促進計画に基づき、民間建築物に併設された残り2施設の耐震化への取り組みを進めていく。</li> <li>区有施設のほとんどは、基本的に倒壊しないと考えられるが、損傷の状況によっては、建物内で業務をするには支障が出る可能性もある。</li> </ul>
		区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合庁舎（本庁舎・第三庁舎・議会棟）は、昭和43年の建築（旧耐震基準）であるが、平成23年度に免震装置の導入が完了している。</li> <li>第二庁舎は、平成6年の建築である（新耐震基準）。</li> <li>上記により、区役所庁舎は、躯体の被害に起因する業務に支障は生じないと考えられる。</li> </ul>
	ライフライン	電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後6日間は、供給停止の可能性がある。</li> <li>非常用電源として自家発電設備を用いることで、本庁舎、第二庁舎ともに3日間程度の電力供給が可能である。</li> </ul>
		通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後2週間は、一般の電話回線は輻輳によって不通となる可能性がある。</li> <li>災害時優先電話や防災無線が整備されており、緊急連絡方法を確保している。</li> </ul>
		上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後1週間は、管路被害などによる断水が想定される。</li> </ul>
	設備	エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後は、一時的な閉じ込めが発生する可能性がある。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎、第二庁舎、第三庁舎ともに、一基は非常用電源からの給電により稼働する。</li> </ul>
		照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安用電灯（赤テプラの印あり）は、非常用電源からの給電により点灯する。</li> </ul>
		上記以外の設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合庁舎は、免震装置が導入されていることから、被害は軽微に抑えられると考えられる。</li> <li>・第二庁舎は、適切な耐震対策が施されていない場合、配置のズレや損傷などが発生する可能性がある（災害対策本部室に隣接する情報機器等の設置場所は床を免震化）。</li> </ul>

## 第6 職員の参集人員リストの作成

### 1 時間区分

地震発生後から3時間以内、24時間以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1ヶ月以内、1ヶ月後の7区分とする。

### 2 参集予測の方法（簡便法<sup>※1</sup>）

- 各職員について居住地から参集場所までの直線距離を算出し、下記を目安<sup>※2</sup>に距離圏別に参集時間を設定する。なお、下記は徒歩による参集を想定している。
  - ・3時間以内の参集：参集場所からの直線距離が4km圏内に居住する職員<sup>※3</sup>
  - ・24時間以内の参集：参集場所からの直線距離が14km圏内に居住する職員<sup>※4</sup>
  - ・3日以内及び以降の参集<sup>※5</sup>：参集場所からの直線距離が14km圏外に居住する職員

※1：「品川区業務継続計画－第2版－」では、居住地から参集場所までの直線距離を算出し、距離圏別に参集可能な職員数を集計するとともに、自宅の被災状況や発災後の混乱によっては、直ちに参集行動に移れるわけではないため、参集不可能な職員の発生率も考慮している。

上記の計算過程における「参集不可能な職員の発生率」は、個々の職員一人ひとりについて、参集可能又は不可能を同定しているわけではなく、集計された値に発生率を乗じているため、職員ごとの参集リストを作成する計算方法としては馴染まない。

業務継続マニュアルでは、①職員ごとの参集リストを作成すること、②今後、各課等で毎年更新しやすくする必要があることを踏まえ、居住地から参集場所までの直線距離を基本に、参集可能時間を設定する簡便法を用いる。

※2：「目安」としているのは、各職員の居住地から参集場所までの個別の状況（交通網など）に応じて、参集時間を設定する余地を残しているものである。例えば、参集場所からの直線距離が14km圏内に居住している職員であっても、交通網の状況からして24時間以内の参集が困難と想定される場合は、3日以内の参集とすることなどが想定される。

※3：参集場所から自宅までの直線距離の1.5倍を歩行距離とし、平均時速は障害等の存在を考慮し2kmと想定した。この場合、3時間で到達できる直線距離は、4km（ $= 2\text{km}/\text{時} \times 3\text{時間} \div 1.5$ ）となる。

※4：1日に歩行できる距離を約20kmとし、直線距離換算で14km（ $\approx 20\text{km} \div 1.5$ ）とした。

※5：時間区分を7区分としているのは、通常業務の目標着手時期と合わせている。参集予測では、3日以内までを算定している。1週間以内、2週間以内、1ヶ月以内、1ヶ月後については、便宜的に3日以内と同値としている。また、歩行距離が20kmとなる場合は、徒歩による参集が困難であり、公共交通の復旧をまって参集すると想定した。

### 3 本課における参集人員リスト

別添の様式1により、本課における参集人員リストを示す。

※組織改正や人事異動に伴い、更新する。

【参考】別添 様式1 (エクセルファイル)

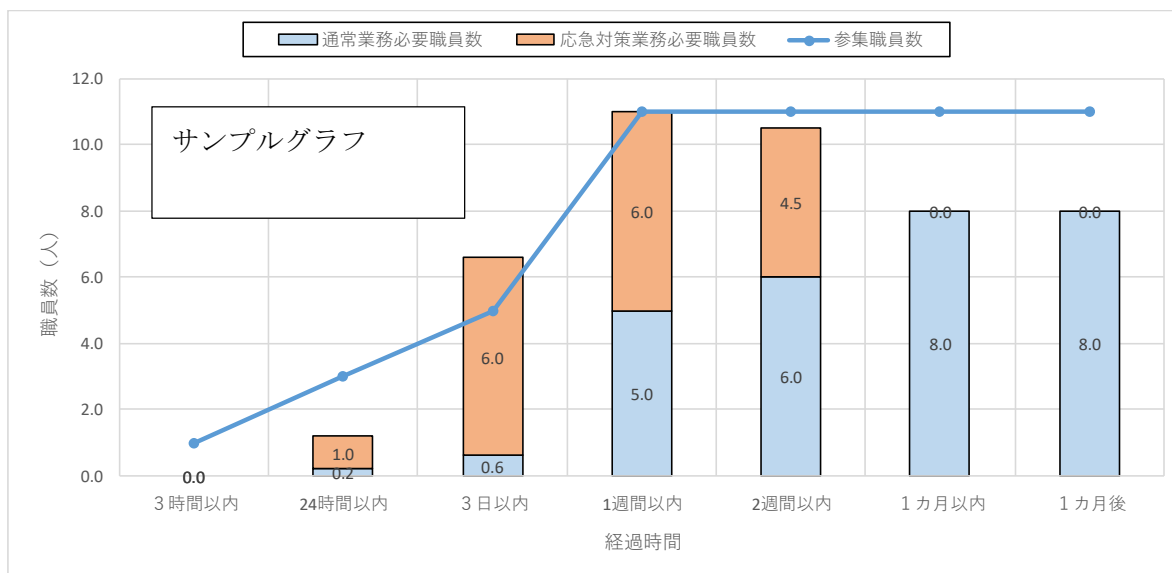
NO	所属	氏名	参集場所	参集時期
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

### 4 本課における参集予測結果

別添の様式2により、本課における参集予測結果を示す。

※組織改正や人事異動に伴い、更新する。

【参考】別添 様式2 (エクセルファイル)



通常業務必要職員数：通常業務を実施するために必要な職員数

応急対策業務必要職員数：応急対策業務を実施するために必要な職員数

参集職員数：動員対象者の内、在勤場所または防災センターへ参集できる職員数

## 第2章 業務継続の基本方針

### 第1 各課共通の方針

業務継続マニュアルは、区業務継続計画の基本方針（下記）に則ったものである。

- (1) 大規模地震が発生した際は、区民の生命、身体および財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げること。
- (2) 非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のために必要な資源の確保と適切な配分を行うこと。
- (3) 想定される大規模地震の発生に備え、平常時であっても全庁的取り組みとして業務継続力の向上に努めること。

### 第2 権限の代行

平常時は、「品川区組織規則」などの規則や庶務規定に定める組織体制により業務を遂行し、事案の決定は、「品川区事案決定手続規程」により事案決定の結果の重大性に応じ、区長、部長または課長が行うものと定めている。

一方、大規模地震が発生し「災害対策本部」が設置された際には、「品川区災害対策本部条例施行規則」に定める組織体制のもと、非常時優先業務を遂行することになるが、責任者が不在の場合でも迅速かつ適切に意思決定ができるように、予め事案決定の代行順位を下表のとおり定める。

なお、責任者および代行者が全て不在の場合には、最上位職の職員または本課を所管する部長が指定する職員とする。

【図表8】権限の代行順位（参考例）

責 任 者	防災課長
代 行 順 位 1	庶務担当係長
代 行 順 位 2	〇〇係長（6 km圏内）
代 行 順 位 3	〇〇係長（6 km圏内）

### 第3章 非常時優先業務の整理

#### 第1 非常時優先業務の種類

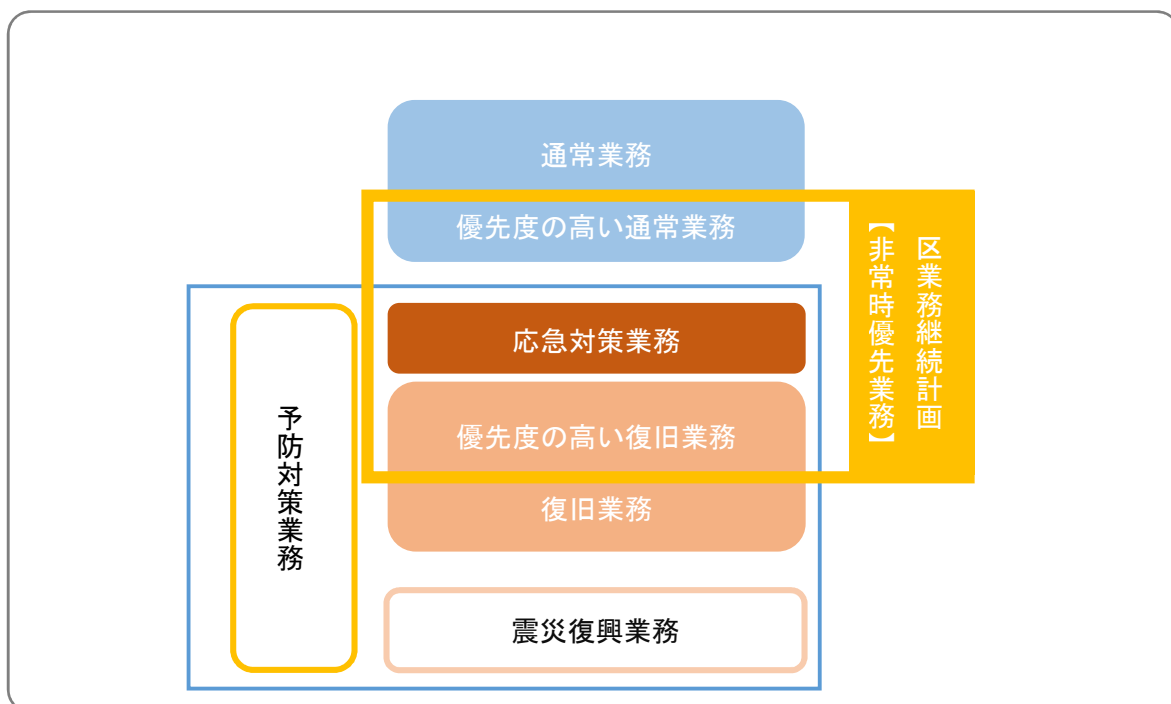
非常時優先業務は、発災から1か月以内に優先的に実施すべき業務として次の3つを想定する。

- ① 応急対策業務
- ② 優先度の高い復旧業務
- ③ 優先度の高い通常業務

なお、以後の表記については、非常時優先業務を選定するうえにおいて用いた表記とし、次のとおりとする。

応急対策業務および優先度の高い復旧業務 = 非常時優先業務（災害対策業務）  
優先度の高い通常業務 = 非常時優先業務（通常業務）

【図表9】非常時優先業務の概念





## 第2 非常時優先業務の選定

区業務継続計画の基本方針を踏まえ、以下に示す方法で非常時優先業務を選定した。

### 1 非常時優先業務（災害対策業務）

災害初動対応マニュアルに記載された全ての応急対策業務及び優先度の高い復旧業務を非常時優先業務（災害対策業務）とした。

### 2 非常時優先業務（通常業務）

通常業務の全業務のうち、区民生活への影響度（法定処理の期間・期日の遵守、区民の生命・身体の保護、個人の権利・資産の保護、事業者の保護、その他の保護・維持）を考慮し、発災後、1か月以内に着手すべき業務を非常時優先業務（通常業務）として選定した。

## 第3 目標着手時期の設定

非常時優先業務は、その中でも優先順位をつけるため、目標着手時期を設定した。目標着手時期は、3時間以内、24時間以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1ヶ月以内の6区分とした。

なお、目標着手時期を定める際の考え方の目安は、下記のとおりである。

【図表10】非常時優先業務の目標着手時期の考え方

目標着手時期	考え方
3時間以内	区民の生命・身体を守るために必要な業務
24時間以内	区民の生活および財産の保護ならびに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼす業務
3日以内	区民の生活および財産の保護ならびに社会経済活動の維持に影響を及ぼす業務
1週間以内	被災者の通常生活復帰に係る業務
2週間以内	優先度が比較的高い通常業務
1ヶ月以内	遅くとも1か月以内に業務を着手しないと、区民生活や地域社会に相当の影響を与える業務

また、目標着手時期は、人的資源や設備等の物的資源が限られた状態の中で、優先順位の目安として設定したものである。実際の災害時には、災害の発生した時期、時刻、被害の状況等によって、利用可能な人的資源や設備等の物的資源の状況は異なることに留意し、臨機応変に対応することも重要である。



## 第4 非常時優先業務の内容

### 1 災害対策業務

別添の様式3により、本課における非常時優先業務（災害対策業務）を示す。

【参考】別添様式（エクセルファイル）

※様式3は、現在の初動対応マニュアルおよび災害時業務マニュアルの内容を基本とし、変更がない限りは、現状のものを用いる。

様式3「非常時優先業務（災害対策業務）」

\*他業務との兼任であり、合計には含まない

「02災害対策本部設置・運営」

NO	災害対策業務	人数計	課別内訳					地域活動
			総務	運営	監査	防災	広報広聴	
1	災害対策本部の設置、非常配備態勢の決定	15	1	2	2	5	5	
2	避難勧告・避難指示の発令の判断と伝達	5	2			2	1	
3	災害対策本部会議の開催準備	5	2			2	1	
4	第1回本部会議の開催・運営	5*	2*			2*	1*	
5	消防署・警察署等との相互協力	2*	1*			1*		
6	東京都等との相互協力	2*				2*		
-	必要に応じて、「～24時間」の対応に着手	0						
-	その他(問い合わせ対応、雑務等)	4	0	1	1	1	1	
-	必要に応じて「～3時間」の対応を継続して実施	20	3	2	2	7	6	
7	区民及び関係機関への被害状況、避難所情報の伝達	20*	3*	2*	2*	7*	6*	
8	自衛隊への応援要請	2*	1*			1*		
9	不足する物資、資機材、人員等の調整	5*	2*	1*	1*	1*		
10	継続的な情報収集・伝達と本部会議(第2回以降)の随時実施	5*	1*	1*	1*	1*	1*	
11	協定先への協力依頼	2*				2*		
12	災害救助法の適用に係る検討	2				2		
13	コールセンターの設置・周知・運営	15	11	3	1			
14	相談対応マニュアル(Q&A)の作成・周知	3*	1*	1*	1*			
-	その他(問い合わせ対応、雑務等)	2		2				

## 2 通常業務

別添の様式4により、本課における非常時優先業務（通常業務）を示す。

【参考】別添様式（エクセルファイル）

※様式4は、令和元年度に作成したファイルを基本に、今後、所掌事務の変更等があった場合に修正する。

課	業務所管 (係・担当) ※課内全てに共通 する場合は「課内 全係」	業務概要	委員		目標着手時期	場所		特記事項	
			業務に最低限必要な人数(人) ※小数点以下も入力可 ※「人」は自動入力設定です	代 替		業務遂行場所の代 替性	b. c. dの場合 の設備、場所等		
				業務の専門性					ハの場合の状況
	課内全係	【全課共通】 予算決算に関する業務							
	課内全係	【全課共通】 行政文書等開示。法令 上の期限内に処理。							
	課内全係	【全課共通】 契約・支出業務。契約 発注中のものについて は法令上の期限内に処 理。支出は請求を受け た案件に対するものを 優先する。							
	課内全係	【全課共通】 文書等の保管・管理・ 審査重要書類の安全確 保。							
	課内全係	【全課共通】 文書等取交・発送等 (メール処理含む)。緊 急を要するもののみ実 施。							
	課内全係	【全課共通】 事故・不審者対応等。 事故・不審者事案が発 生した際の、警察、消 防への通報							
	課内全係	【全課共通】 金銭出納・保管適正な 現金管理							
	課内全係	【全課共通】 労務関係職員の勤怠管 理等を含む、職員の就 業に関すること全般							

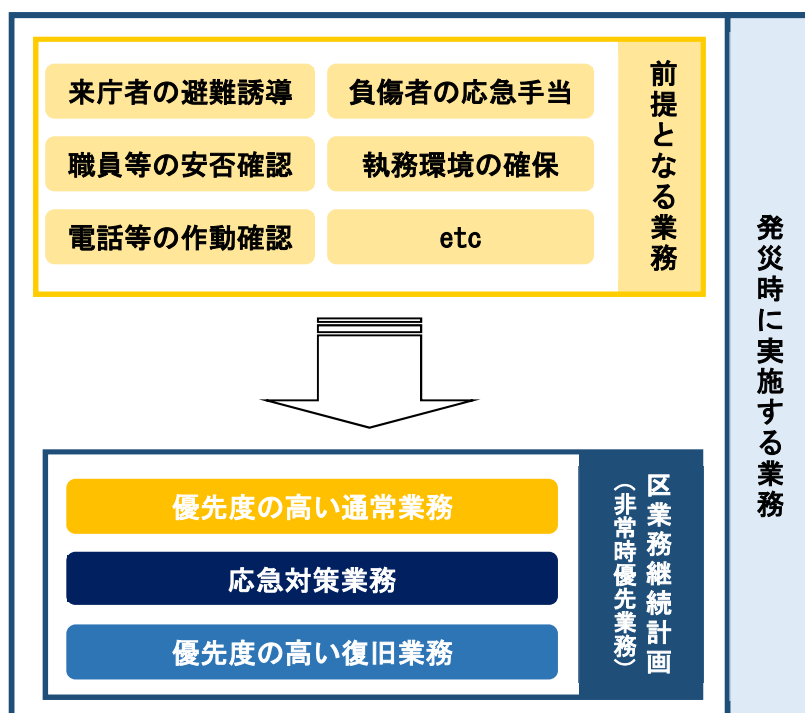
## 第5 非常時優先業務の前提となる業務

非常時優先業務の実施にあたっては、執務室の被害状況を確認し、執務場所を確保することが必要であって、負傷した来庁者や職員の応急手当、散乱した備品類や事務用品の整理、電話やライフラインの使用可否の確認などを行わなければならない。

また、継続的に業務を行うためには、職員の休憩場所やトイレの確保、食料の調達などにも対応しなければならず、これらの活動が十分に行われない場合には、業務効率の低下を招く可能性がある。よって、下記に示すような業務を様式5に基づき、遅滞なく実施するよう努めるものとする。

- 来庁者の避難誘導
- 負傷者の応急手当
- 職員等の安否確認
- 執務室内の設備やライフライン等の被害確認・補修手配
- 執務環境の確保（執務場所、会議スペースなど）
- 電話やパソコン等の作動確認

【図表 11】 発災時に実施する業務







## 第4章 非常時優先業務を実施するための課題と対策

第3章で記載した非常時優先業務を確実に実施するためには、各課の人的資源や設備等の物的資源の課題を把握し、対応する必要がある。

については、区業務継続計画の第4章「非常時優先業務を実施するための課題と対策」を参考に、様式6によって課としての課題を洗い出し、対策に努めるものとする。

【参考】別添様式6（ワードファイル）

### 第1 人員体制

課 題	課としての対策	全庁的な対策

### 第2 庁舎（出先機関を含む）

課 題	課としての対策	全庁的な対策

### 第3 移動・運搬

課 題	課としての対策	全庁的な対策

### 第4 庁舎・通信設備

課 題	課としての対策	全庁的な対策

### 第5 情報システム

課 題	課としての対策	全庁的な対策

第6 電力

課 題	課としての対策	全庁的な対策

第7 上水道

課 題	課としての対策	全庁的な対策

第8 下水道（トイレ）

課 題	課としての対策	全庁的な対策

第9 備蓄（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）

課 題	課としての対策	全庁的な対策

第10 外部事業者

課 題	課としての対策	全庁的な対策

第11 教育・訓練

課 題	課としての対策	全庁的な対策

## 第5章 計画の運用

### 第1 運用体制

業務継続の実現のためには、発災時における本計画の運用とその内容について、平常時から確実に備えておくことが必要である。

このため、本課においても、【図表 12】の流れを踏まえて、PDCA サイクルに基づく継続的改善を推進し、必要に応じて更新等を行う。

### 第2 組織への定着

業務継続力の向上にあっては、まず職員一人ひとりが自ら取り組むべき行動を理解したうえで、平常時から業務継続に対する意識の向上に努めることが最も重要である。

このため、本課においても、訓練や教育等を必要に応じて実施し、業務継続マニュアルの組織への定着を図る。

### 第3 見直し・改定

今後、区業務継続計画に基づき必要資源の確保に努めた結果や訓練・教育等によって得られた情報や知見等については、適切に業務継続マニュアル（ひな形）に反映させ、レベルアップさせていく必要がある。

よって、業務継続マニュアル（ひな形）の見直し・改定については、原則として区業務継続計画に合わせて実施するものとする。ただし、業務継続マニュアル（ひな形）の様式は、必要に応じて適宜見直しを行うことができるものとする。



【図表 12】 計画の運用（例）

